

最近における不適切な運用事例及び留意点

事例 1 : A社の場合（CMSの仕様の誤認）

【不適切な運用の内容】

- A社が利用するCMSには、指定時刻になると自動でウェブサイトが更新される予約掲載機能が実装されていた
- A社では、**予約掲載機能を使えば、指定時刻までは外部者からの閲覧が不可能と誤認**し、事前の開示資料のファイルを予約登録していた
- 実際には、予約登録時にファイルが外部からアクセス可能な公開ディレクトリ（※）に保存され、指定時刻になるとIRページ上にリンクが表示される仕様となっていた
- このため、TDnetにおける公表時刻より前に、対象ファイルのURLを推測・探知した外部者によって開示資料が閲覧される危険があった

【改善策】

- A社は、**公開ディレクトリに対してアクセス制限措置を実装することとし、仕様変更までの間は、CMSの予約掲載機能の利用及び事前のファイル登録を禁止**した

※ ウェブサーバー内のディレクトリ（フォルダ）のうち、インターネットを経由して外部者からのアクセスが可能なディレクトリ

事例 2 : B社の場合（CMSの仕様の誤認）

【不適切な運用の内容】

- B社では、**CMS上のステータスが「非公開」となっていれば、外部者からの閲覧が不可能と誤認**し、事前に開示資料のファイルをCMSに登録し、TDnetでの開示を確認した後に、ステータスを「非公開」から「公開」に変更していた
- 実際には、事前に登録した時点でファイルが外部からアクセス可能な公開ディレクトリに保存され、ステータスが「公開」に変更されるとIRページ上にリンクが表示される仕様となっていた
- このため、TDnetにおける公表時刻より前に、対象ファイルのURLを推測・探知した外部者によって開示資料が閲覧される危険があった

【改善策】

- B社は、**事前にファイルを登録する運用をやめ、TDnetでの開示を確認した後に登録する運用へと変更**した

- 事前に開示資料のファイルをCMS等のウェブサイト更新ツールを用いて登録・保存（一時保存、仮登録等を含む。）する場合、CMS等の仕様によっては、意図した公開時刻より前に外部者からの閲覧が可能となることがあります
- 事前に開示資料のファイルを登録・保存する運用を行う場合は、以下の点を必ずご確認ください
 - ✓ ファイルの保存先が、公開ディレクトリでないこと
 - ✓ 公開ディレクトリの場合には、適切なアクセス制御がなされていること
- 確認方法としては、CMS等の仕様を確認するほか、再現テストとして、テスト用のファイルを用いて実際の掲載作業（予約登録など）を行い、ウェブブラウザにおいて掲載ページのアドレス（URL）を直接指定することで、閲覧可能かどうか確認することが考えられます
- 特に、CMS等の導入・変更時において、仕様の確認が不十分な事例が見受けられますので十分にご注意ください

事例 3 : C社の場合（不適切な引継ぎ）

【不適切な運用の内容】

- C社では、ウェブサイト掲載に係る留意事項を踏まえ、TDnetでの開示を確認した後に、開示資料のファイルを公開ディレクトリに保存する運用としていた
- しかし、人事異動により担当者が変更となった際に、**引継ぎが適切に行われず、マニュアルも整備されていなかった**ことから、新任の担当者は、TDnetにおける公表時刻前に公開ディレクトリに一時保存し、公表時刻後にIRページ上にリンクを表示する誤った運用を行うようになってしまった
- また、**運用状況の点検を行っていなかった**ことから、当該担当者は、東証からの注意喚起通知を見るまで、問題に気付くことはなかった

【改善策】

- C社は、TDnetでの開示を確認した後に、開示資料のファイルを公開ディレクトリに保存する運用に戻すとともに、**掲載手順や留意事項を定めたマニュアルを整備し、管理責任者が定期的に運用状況の点検を行うこととした**

事例 4 : D社の場合（ウェブサイト掲載の委託先での運用不備）

【不適切な運用の内容】

- D社では、ウェブサイト掲載作業を外部の業者に委託しており、開示資料を作成した時点で当該委託先にファイルを送付し、公表時刻を指示していた
- また、ウェブサイト掲載に係る留意事項を踏まえ、当該委託先に対して、公表時刻までは公開ディレクトリにファイルを保存しないよう指示していた
- しかし、東証からの注意喚起通知を受けて、運用状況を確認したところ、**当該委託先において運用が徹底されておらず**、公表時刻の直前に公開ディレクトリに保存する誤った運用へと移行してしまっていた

【改善策】

- D社は、**TDnetでの開示を確認した後に、当該外部委託先に資料送付を行うよう、運用を変更した**

事例 5：E社の場合（動画投稿サイトでの操作誤り）

【不適切な運用の内容】

- E社は、決算短信の開示にあわせて、動画投稿サイトに決算説明に関する動画を掲載する予定であった
- 動画の編集後、社内確認のために動画投稿サイトに動画を掲載した際、本来は社内関係者のみが閲覧可能となるよう設定すべきところ、**操作を誤り一般公開してしまった**ため、**決算短信の開示前にもかかわらず決算情報が漏洩**することとなった
- E社では、動画投稿サイトでの動画掲載に係るマニュアルが作成されていないなど、運用上の不備が存在することが判明した

【改善策】

- E社は、再発防止策として、**動画掲載に係る手続きマニュアルの整備**や、**掲載作業時のダブルチェック体制の構築**を図ることとした

- ウェブサイト等での会社情報の取扱いの重要性について正しく認識し、適切な運用を確実に、また、継続的に行うためには、運用のルール化及びチェック体制の確立が必要です
- 担当者の変更や休暇などがあった場合においても適切な運用がなされるよう、**掲載手順やその必要性について明記したマニュアル等を整備し、周知徹底を図る**ようにしてください
- また、適切な運用が継続的に行われるよう、別の担当者によるダブルチェックや定期的な点検を行うなど、**チェック体制の整備・実施**にも努めてください
- ウェブサイト掲載作業を外部に委託している場合には、**当該委託先にウェブサイト等での会社情報の取扱いの重要性について正しく認識させる**とともに、**当該委託先において適切な運用が行われているか、定期的に確認する**ようにしてください
- 決算説明動画など、適時開示すべき情報が含まれる内容を**動画掲載サイトに掲載**する場合も、**自社ウェブサイトと同様に運用の徹底や体制整備が必要**となります